

山口地方裁判所委員会議事概要

- 1 日時 平成16年3月12日(金)午後2時から午後4時まで
- 2 場所 山口地方裁判所大会議室
- 3 出席者
 - (1) 委員(敬称略)
 - 相本艶子(山口県消費生活センター所長)
 - 石井宏治(山口地方裁判所所長)
 - 大田正之(山口市広報広聴課長)
 - 嶋田日出夫(山口経済同友会常任幹事)
 - 田川章次(弁護士)
 - 寺本茂夫(山口地方検察庁次席検事)
 - 永田信明(弁護士)
 - 萩原幸弘(テレビ山口株式会社報道部長)
 - 三間地光宏(山口大学経済学部助教授)
 - なお、小島正夫(山口地方裁判所判事)及び田中愛子(山口県立大学看護学部助教授)の2人は欠席
 - (2) オブザーバー
 - 民事首席書記官, 刑事首席書記官
 - (3) 事務担当者
 - 事務局長, 総務課長, 同課長補佐, 庶務係長
- 4 議事の概要
 - (1) 山口地方裁判所所長あいさつ
 - (2) 委員長選任
 - 三間地委員が委員長に選任された。
 - (3) 委員長あいさつ
 - (4) 委員長代理の指名
 - 石井委員が委員長代理に指名された。
 - (5) 議事の公開について
 - カメラ取材については、冒頭のあいさつ等数分間とするが、報道機関には議事を公開する。会議後に、委員長等が記者会見を行い、報道機関からの質疑に応答する。
 - (6) 議事概要の作成について
 - 議事概要を作成し、裁判所のホームページで公開する。
 - (7) 意見交換のテーマについて
 - 次回、「裁判所の広報」について意見交換を行うことになった。
 - (8) 次回開催日の決定
 - 平成16年10月5日(火)午後2時に開催することに決定された。
- 5 委員の発言要旨等
 - 別紙のとおり

(別紙)

委員の発言要旨等

1 委員長選任及び委員長のあいさつ

(総務課長)

委員長の選任に関しては、地方裁判所委員規則6条により、委員の互選により選任すると定められています。前回の委員会においては、国民の意見を広く伺うという本委員会の趣旨から法曹関係者以外の方から委員長を選任すべきだという意見が大勢となっておりました。法曹関係者以外では、三間地委員は民法が御専門の大学助教授であり、法律関係にも精通されていることから、適任と思われるところ、御本人もお引き受けいただけるということです。その経緯については、事前に委員の皆様にも報告し御了解をいただいているところですが、改めて三間地委員を委員長に選任するということがいかがでしょうか。

(全員)

異議なし。

(総務課長)

それでは、ただいま委員長に選任された三間地委員長からごあいさつをいただきたいと思います。

(委員長)

最初に裁判所からお話しをいただいた時には、自分は若年であることから、最初はどうかと思いましたが、この度、委員長をお引き受けすることになりました。しかし、私が若いということで、かえって委員の皆さんが発言しやすいということがあるかも知れませんが、裁判所のことをよく知らない私が委員長をやったとしても会が動くように支えていただけたらと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

2 委員長代理の指名

(委員長)

委員長代理については、地方裁判所委員会規則6条3項により、委員長が指名することとされています。私自身裁判所の内部のことには詳しくないので、委員長代理については、山口地裁所長である石井委員にお願いしたい。

(全員)

異議なし。

3 議事の公開について

(委員長)

委員会にマスコミを入れるかどうか等について、委員の皆さんはどのようにお考えですか。

(A委員)

私の立場としては、基本的にはすべての議事は公開であるべきというのが、一貫した主張です。会議の後でまとめて話をされるということでは、微妙なニュアンスの違いということもあり、また、どこまですべてお話しただけかわからないということもあります。話によって、カメラが向かっていると話しづらいということがあれば、それは考慮するとするとしても、会議自体を非公開というのはいかがなものかと思

ます。

(B委員)

基本的には、プライバシーにかかわるもの以外はすべてオープンというのが原則だと思います。公開を限定的にしてもよいのですが、プロセスが必要ということもありますので、国民に開かれた委員会という点では、できればオープンにしたほうが望ましいと思います。

(C委員)

国民に広く知ってもらおうという点で、原則公開がよいと思います。ただ、議事によって、もっと突っ込んだ話がしたい、率直な話をしたほうがよいというときは、あとで公開するという方法もあると思います。

(D委員)

この会議では、忌憚のない意見を、なんでもおっしゃっていただきたい。皆さんが公開すべきというのであれば、それでもよいのですが、少しでも困ると言う人がいるのであれば、考慮すべきだと思います。差し当たっては、最初はカメラが入るにしても、その後は遠慮してもらって、会議終了後に委員長が記者会見をするということではどうでしょう。

(E委員)

国民の知る権利の観点からは、何らかの形で議事内容を国民に知ってもらえばよいのであって、必ずしもカメラを入れる必要はないと思います。カメラを入れた場合に影響される方もそうでない方もいるでしょうから、要するに利益衡量の問題として、国民に知ってもらうことはやりつつ、自由闊達な意見交換をするという利益調整が必要です。最初はともかく、ずっとカメラが回っていることは必要ないと思います。

(F委員)

原則公開があるべき姿と思いますが、カメラがあるとやりにくいということも、確かにあると思います。原則公開ということにして、テーマによっては柔軟に、事前にどのようにするかを考えるべきです。また、テーマによっては、カメラに入っただいて、広く公開することが必要なものもあると思われます。原則公開とするが、テーマによっては考慮するというところで論議していただければどうでしょう。

(G委員)

原則公開と言っても、その手法が問題であって、インターネットで公開するという方法もあるでしょうし、マスコミを通じて公開するという手法もあると思います。文字情報となった場合に正しく伝わっているかどうかということもありますので、報道を介した公開と直接公開する2つの手法を考えていくことが必要です。ただ一方で、こういった会議が開かれているということを広くテレビを介してアピールすることも必要だと思います。

(D委員)

原則公開ということになった場合に、自由にしゃべれない方もいらっしゃるということであれば、ホームページで議事を公開し、会議後には記者会見をするということではないかだと思います。

(H委員)

できるだけ公開がよいと思われませんが、話しやすさという点では、カメラがあると難しいこともあると思います。

(委員長)

記者が入って場の雰囲気を見てもらうのであれば、カメラがなくともよいのではないのでしょうか。

(F委員)

カメラに対しては抵抗感があると思いますが、記者が会議に入っていて、会議後に会見を開いて質問を受けるというほうが、記者の会議の内容理解についての到達点は高くなると思います。カメラは全員がオーケーと言う場合に入っただき、それ以外は記者に入っただき形での公開ということはどうでしょう。

(A委員)

私としては、記者が入るのならカメラもいいのではないかと思います。いろいろ議論する上でやむを得ない場合もあるかも知れませんが、たとえオープンにしたとしても、ずっとカメラはいないと思われるので、それほど心配はないと思います。

(I委員)

テレビカメラが撮ったある一定の部分を使うことによって、その趣旨が間違っただけで視聴者に伝えられることもあるので、むしろ、記者に入ってもらって、あとで質問等を受けて確認してもらった上で記事にしてもらったほうがよいのではないのでしょうか。

(A委員)

部分的なつまみ食いで趣旨が間違っただけで伝わることでは、テレビに限らず、記者が入って記事にする場合でも、記者が誤解、曲解することもあるので、同じことが言えると思います。議事の内容によって、会議の実を優先する必要がある場合に、カメラがあるとまずいということであれば、ちょっとカメラは御遠慮いただけないかとすれば足りると思われま。

(G委員)

同じ報道でも、単なるニュース報道の場合と論評が加わる場合の2とおりがあります。通常のニュース報道であれば、どんどん出していただければと思う。そこに何らかの記者の判断が加わる記事については、原則公開して聞いていただいて記事にもらうことはよいことだと思いますが、記者の考え方、理解の仕方がおかしい場合には、そういう意味ではないとか、間違っているんじゃないかというコミュニケーションもきちんととっていかねばならないと思います。その後の対応もきちんとするということを前提に、公開するということがよいと思います。

(C委員)

やはり原則公開ということが普通だと思いますが、やり方としては、全面公開する場合と突っ込んだ議論をしたいときに遠慮していただく場合があってよいと思います。その場合には、あとでまとめて記者に説明したり、議事録にアクセスできるようにするなど多様な公開の方法によって、真剣に会議している内容が正しく伝わるよう方法を講じて行けばよいと思います。

(E委員)

会議の内容については、マスコミに入っただけでわかるとして、最初から最

後まで撮影する必要があるのかと思います。カメラがあることによるメリット、デメリットを考慮する必要があり、カメラがあるなら言わないで止めておこうということも考えられますし、記者に入っていただくのであればカメラについては別に考えればよいと思います。最初の何分か撮影するということは当然あると思いますが、最初から最後まで撮影するという点に関しては、疑問なしとします。

(B委員)

私も自分の発言の時にカメラがすぐ横にいたらやりにくいところもあります。カメラは最初の5分から10分に限定して、報道機関の傍聴はオーケーですよということではどうでしょうか。

(A委員)

テレビカメラと記者が区別されるというのは、いわれなき差別だと思います。どちらにしても最後までずっとカメラはいないでしょうから、最後まではいないでくださいねとやんわり言うというくらいではどうでしょうか。

(F委員)

確かに、白熱した議論が続いているとき、その一部を撮られて、あとでちょっとということもあり得ます。新聞記事にしても、記者の考え方でいろいろ書かれるかも知れませんが、カメラについては、最初の数分を撮っていただくということで、記事については間違っていれば議事録に照らしておかしいところはおかしいと伝えるようにすれば、論議の妨げにもならないし、広く国民に知っていただくこともできると思います。

(委員長)

公開に関しては、F委員の意見のとおり、最初の数分間については撮影をしてもらい、記者には会議中入っていただくということがおおかたの意見と思われま

4 議事概要について

(H委員)

議事録については、出席者全員に事前に見てもらい、確認した上で公開するということがよいのでしょうか。

(F委員)

ホームページで公開することになるのですか。

(D委員)

そうなると思います。

(委員長)

発言者の名前はそのままにするか、A、B、Cといった符号にするかという点はどうか。

(D委員)

ざっくりばらんに話をするという観点からは、名前までは出さないほうがよいと思います。

(A委員)

すべてオープンでフルネームで出させていただいて結構だと思います。皆さんの意向が名前をふせたほうがよいということであれば、どうしてもとまでは言いませんが、

原則名前を出してもらったほうがよいと思います。

(B委員)

市などの委員会でも、A、B、Cとすることのほうが多いと思いますし、そのほうが忌憚のない意見が出ると思います。

(F委員)

A委員の意見もわかりますが、官職にある方もいらっしゃいますし、名前が出るということになれば、プライバシーの問題もありますから、B委員の言われた方向でやるべきではないかと思います。

(委員長)

フルネームでなく、名前はふせるということとさせていただきたいと思います。また、議事については、逐語的なものではなく、議事概要ということで、ある程度まとめてわかりやすいようにして書くということによろしいでしょうか。

(全員)

異議なし。

5 意見交換のテーマについて

(委員長)

これから裁判所の運営に関して皆様の意見を伺うこととしますが、皆さんの裁判所に対する印象や感想、たとえば裁判所が国民のために利用しやすいものとなっているかどうかというような観点から皆さんの意見を伺った上で今後の意見交換のテーマを決めたいと思います。

(A委員)

裁判所は一般の人からすれば敷居が高いという印象があります。いつでも遊びにきてくださいというような場所でもないし、裁判所が持っている情報を何でもオープンにすればよいというもでもありませんが、どうすれば一般の人の印象が変わるのか、国民に近いものにするのか難しいところです。インターネットでの情報公開というような努力を少しずつ積み重ねて行くしかないと思います。

(H委員)

裁判所が利用しやすいかどうかということは、(国民が)弁護士を利用しやすいかどうかということでもあります。今は決して弁護士は利用しやすいとは思えません。

(E委員)

裁判員制度を通じて、国民も刑事裁判に参加することになり、これまでは法曹三者間だけでやっていたためなんとなくわかっていたようなところが、これからはそれでは許されないこととなります。わかりやすい裁判のためになお一層の努力をしてやっていかなければならないと思っています。また、広報活動をいろいろ考えていかなければならないと思っています。

(F委員)

昔に比べれば裁判所はずいぶん変わってきた、国民に近い存在になってきたと思います。若い書記官はずいぶん努力されていますし、多重債務者の相談会なども開かれて変わってきました。しかし、マスコミに裁判所構内でカメラ取材をさせないとか、変わらないところもあります。マスコミに対して取材場所を提供するとか国民に裁判

のことを知らせるための便宜の提供はされてもよいと思います。

(G委員)

利用しやすい裁判所と言ってもどんな利用があるんだろうかというところがあります。なかなか裁判所の印象そのものも浮かび上がってこないで、今後、このようなことを聞いてみたいというテーマを示してもらったらよいと思います。

(B委員)

国民の権利を守るという点で裁判所が役立っているというものを、具体的にどんどんアピールしていくべきで、そうして初めて裁判所が国民に身近なものになると思います。

(C委員)

平成15年度の消費生活に関する相談は、昨年の7割増のペースで増加しており、今後も増えることが予想されます。特に多かった多重債務の問題では、裁判所でも整理方法について説明会が行われており活用しました。少額訴訟や調停、また、裁判だけでなくADRなどを含めた体制整備など、迅速かつ身近なところでの取組が被害の拡大防止につながると思います。裁判所での判例や利用手続、説明会等もマスコミでピアーアルしていくことで、もっと裁判所が身近な存在になると思います。

(委員長)

今後、この委員会のテーマとしてどういう問題を取り上げるかということは、いかかでしょうか。

(F委員)

山口県は大きな中心都市がなく、裁判所に対しても地域的にいろいろな要望があると思います。岩国、周南、下関、萩など、そういうところで公聴会をやれば、地域的ないろいろな問題が出てくるでしょうから、そういった山口県独自の地域的な特性に目を向けるべきです。特に岩国の拘置所がなくなることについては、被疑者及び被告人の人権、弁護人の裁判権など大きな問題を抱えています。委員会のメンバー全員が地方に行って、そういった地域の人と論議をすることが必要ではないでしょうか。

(D委員)

裁判所に何が求められているのか、差し当たって基礎的なところからお願いできればと思います。窓口対応の様子を御覧いただくとか、実際に窓口対応をしている者から話を聞くとか、家庭裁判所では窓口対応を行っている様子を写真で示してそれで委員の方の御意見を伺ったと聞いています。だれでも御意見をいただけるようなところから始めて、徐々に議論の幅を広げて行ったらどうかと思います。

(A委員)

これから裁判所に何を求めてということであれば、どこをどう開いて行くべきかという他社等の意見も聞いた上で、意見の提示をさせていただければと思います。広報の仕方やホームページに対しても、次回以降に我々の意見を申し上げたい。裁判傍聴はしようと思えばできるにしても、ごく普通の人ちょっと裁判を見てみようかということにはならないと思いますが、どうすれば裁判傍聴できるのかというようなピアーアルはしているのですか。

(D委員)

実際にたくさんの方が裁判傍聴にいらっしゃっていますが、積極的にこちらからいらっしゃいという形ではあまりしていません。

(G委員)

裁判員制度では、裁判が国民に開かれるというよりは、国民が裁く立場に置かれるわけで、非常に興味があるところです。そういったことについても、この場で教えていただきつつ話をして行ければと思います。

(B委員)

裁判所では、出前講座をされたりとかいうことはあるのですか。

(D委員)

要望があればやるつもりですが、積極的にピーアールをしているかという点と必ずしもそうではありません。

(B委員)

実際に出て行って、裁判所の役割、司法の役割全般について、国民に理解してもらうことも大事だと思います。今後ますます権利意識は高揚し、難しくなっていくしますので、そういうことも必要だと思います。

(C委員)

現在、消費者団体の訴権の問題も議論されていますが、特に高齢者や小学生までが消費者トラブルに巻き込まれることが多くなっています。実際に裁判所に来て、裁判所がどういうことをやっているのか、いろいろ聞いて裁判も自分の身近な問題としてとらえていけるような取組が必要だと思います。

(F委員)

裁判所で流されている少額訴訟のビデオは非常にいいものだと思いますが、裁判所の中では来た人しか見られません。そういったビデオを市役所などで流したりすれば、裁判に対する理解が深まると思います。

(C委員)

そういう教材を貸していただければ、ピーアールをすることもできると思います。

(H委員)

裁判所のピーアールと言っても、具体的にはイメージがわからないところがあります。

(D委員)

たとえば、少額訴訟のビデオを貸し出すということもピーアールに当たるでしょうし、裁判所が門戸を開いていることが必要ではないかと思います。

(E委員)

広報活動をどうするかということは、最も大きなテーマではないかと思います。裁判所の広報ということでは、民事、刑事の裁判の流れについてのビデオを利用するか、出前教室、裁判傍聴とセットでの説明をすとか、パンフレットを作って役場に置くとかいろいろ方法はあると思います。もうひとつは、司法制度改革の広報ということもやっていかなければなりません。司法制度改革については、新聞報道もされていますが、もっとわかりやすく広報を行っていかなければならないと思います。このふたつの広報を、わかりやすく、どういう形でやっていったらよいかということテーマとしてはどうかと思います。

(F 委員)

以前に裁判所のビデオを借りて研修会をやったことがあります。また、小学生に法廷傍聴をしてもらって、その後に私のほうで説明をしたこともありますが、子供は非常に興味を持ってくれました。そういう働きかけが必要だと思います。現在裁判所にある資料でも、ずいぶん利用できると思います。

(委員長)

今回のテーマは、広い意味で裁判所の広報ということで、いろんな意見を出してもらった上で、それに対して議論していくということによろしいでしょうか。

(A 委員)

裁判所で広報に使える材料として、どういうものを持っているかがわかればと思います。

(G 委員)

市民を対象とした講座で、裁判官に講師として連続講座を開いていただくようなことは可能でしょうか。

(D 委員)

どの程度の負担になるのかという問題はありますが、一般的には可能だと思います。

(G 委員)

市民を対象としたいろいろな講座がありますが、その中に裁判や司法をテーマにした講座を設けることも、広報としては有効ではないかと思います。

(委員長)

取りあえず裁判所の広報を今回のテーマとすることとし、今後テーマとして取り上げてもらいたいものがあれば、事務局に連絡してください。